

平成30年第2回 松山市教育委員会定例会

(家串事務局次長)

ご起立願います。

一同礼。

(一同)

よろしく願います。

(家串事務局次長)

ご着席ください。

(教育長)

ただいまから平成30年第2回松山市教育委員会定例会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配布の日程表のとおりであります。

まず、本日の会議録署名人に豊田委員を指名いたします。

ここでお知らせをいたします。

本市の教育委員会では、松山市教育委員会会議規則に基づき、傍聴人に限り入室を許可できることとしています。

本日の教育委員会定例会には、15人の傍聴を許可しておりますので、ご報告いたします。

あわせて、カメラの撮影等も許可をしておりますので、申し上げます。

傍聴人に申し上げます。

教育委員会の傍聴にあたっては、議案・報告等案件に対し、賛成あるいは反対の意見表示をしたり、会議の妨害となる行為をすることは禁じられております。

規則等に基づき非公開の議決があった時は、一時的に退席をしていただきます。

また、規則等に違反する場合は、退席を命ずることがありますので、申し上げます。

ここで傍聴人1名の方を追加いたします。

それでは、議事に移ります。

日程第1 議案第1号「公民館運営審議会委員の委嘱について」を議題といたします。

渡部地域学習振興課長から説明を求めます。

渡部課長。

(渡部課長)

地域学習振興課でございます。

お手元の議案書1ページをお願いします。

議案第1号「公民館運営審議会委員の委嘱について」説明させていただきます。

各公民館の事業計画や管理運営等を審議する、公民館運営審議会委員は、松山市公民館条例第3条第1項及び松山市公民館運営内規第4条第4号により教育委員会が委嘱すると定められています。

この度の委嘱は、昨年12月に北条公民館の運営審議委員が1名退任したため、その後任として、地域でボランティアグループの代表を務められている、田中悦子さんを委嘱するものでございます。

なお、任期は、前任者の残任期間となりますので、平成30年2月14日から平成31年3月31日まででございます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしく願います。

(教育長)

はい、以上で説明は終わりました。

この件に関し、何かご意見等はございませんでしょうか。

(一同)

なし

(教育長)

よろしいでしょうか。

意見等もないようですから採決をいたします。

議案第1号を原案どおり決定することについてご異議ございませんか。

(一同)

異議なし

(教育長)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案どおり決定いたしました。

次に、日程第2 請願第1号「「答申制」廃止の合理的理由及び法的根拠を示せない藤田教育長に対して弁明を求める請願書」について審議を行います。

本件についてご意見等はございませんか。

(牛山委員)

はい。

(教育長)

はい、牛山委員。

(牛山委員)

請願に趣旨説明の時間を要請されていらっしゃいますが、提出された請願文書を事前に確認し、趣旨説明は十分その文書から読み取れることから、趣旨説明は必要ないと考えております。

既に市議会で答弁されているとおり、文部科学省の通知の趣旨に則り、採択手続きの適正化を図ったものであります。

当該文書は、文書の件名通り、松山市教科用図書採択要綱の制定についての経緯を示したものであって、平成26年1月6日の起案文書に添付されたものであることは明らかでありますので、それ以上の作成の年月日を特定する必要はないと考えます。

以上のようなことから、今回の請願は不採択とするべきであると申し上げます。

(教育長)

はい、その他にご意見ございませんでしょうか。

(一同)

なし

(教育長)

他に意見もないようですから、採決をいたします。

請願第1号について、委員から、不採択の意見がありましたが、本件を不採択とすることに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(一同)

全員挙手

～発言する者あり～

(教育長)

全員、挙手であります。

従って、本件は不採択と決定いたしました。

傍聴人に申し上げます。

冒頭で申し上げましたように、教育委員会の傍聴にあたっては、議案・報告等案件に対し、賛成あるいは反対の意見表示をしたり、会議の妨害となる行為をすることは禁じられておりますので、ご注意をいただきたいと思っております。

～発言する者あり～

(教育長)

再度、傍聴人に申し上げます。

静粛をお願いいたします。

ここで1人の傍聴人がおられますので追加をさせていただきます。

次に、日程第3 請願第2号「「現行の採択制度が教員の意見を聞かないことになっている事実」を無視する豊田委員に対して弁明を求める請願書」についての審査をいたします。

本件に対するご意見等はございませんでしょうか。

はい、一色委員。

(一色委員)

はい。

この請願につきましても、趣旨説明の時間を要請されておりますが、提出されました請願文書を事前に確認し、趣旨説明は十分その文書から読み取れますことから、趣旨説明は必要ないと考えております。

それから、教員の意見は私どもは教科書採択に係る調査段階において十分聞くことができいております。

また、各委員は見識を持ち、教育委員会の定例会で発言をしており、各委員の意見に対する弁明や個人の内心を語る必要はないと考えております。

以上のようなことから、今回の請願は不採択とするべきであると考えております。

以上でございます。

(教育長)

はい、その他ございませんか。

(一同)

なし

(教育長)

他に意見もないようですので、採決をいたします。

請願第2号について、委員から、不採択の意見がありましたが、本件を不採択とすることに賛成の方は、挙手をお願いします。

(一同)

全員挙手

(教育長)

全員、挙手であります。

従って、本件は不採択と決定いたしました。

次に、日程第4 請願第3号「教科書採択に関する「通知」を誤読したうえ、採択に係る法律・憲法については全く知らない松本委員に対して弁明を求める請願書」についての審議をいたします。

本件に対するご意見等はございませんか。

はい、牛山委員。

(牛山委員)

はい。

同じような答えになってしまうのですが、請願に趣旨説明のお時間を要請されていらっしゃるかもしれませんが、提出された請願文書を事前に確認して、それから趣旨説明は十分その文書から読み取れることから、趣旨説明は必要ないと考えております。

松本委員さんは、今は任期を終えられましたので、私の方から申し上げます。

私は、以前からのこの制度であり、憲法上、法律上規定されたものではなくて、委員は見識を持って、教育委員会定例会で発言しており、委員の意見に対する弁明は必要ないと考えております。

以上のようなことから、今回の請願は不採択とするべきであると申し上げたいと思います。

(教育長)

その他ご意見等はございませんか。

(一同)

なし

(教育長)

他に意見もないようですので、採決をいたします。

請願第3号について、委員から、不採択の意見がありましたが、本件を不採択とすることに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(一同)

全員挙手

(教育長)

全員、挙手であります。

従って、本件は不採択と決定いたしました。

改めて傍聴人が1人追加でおいでますので、入室を許可いたします。

次に、日程第5 請願第4号「公文書管理法の規定を全く知らない一色委員に対して弁明を求める請願書」について審査を行います。

本件に対する意見等はございませんでしょうか。

(豊田委員)

はい。

(教育長)

はい、豊田委員。

(豊田委員)

この請願の趣旨は、提出された文書を事前に確認し、読み取れるので、説明いただく必要はないと思います。

また、答申制度を廃止する新たな意思決定に至る過程については、平成26年3月に第4回松山市教育委員会臨時会で審議し、決定したものであり、委員の意見に対する弁明は必要ないと思います。

以上のようなことから、本請願は不採択とするべきであると思います。

(教育長)

はい、その他ご意見等はございませんか。

(一同)

なし

(教育長)

他に意見もないようですので、採決をいたします。

請願第4号について、委員から、不採択の意見がありましたが、本件を不採択とすることに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(一同)

全員挙手

(教育長)

全員、挙手であります。

従って、本件は不採択と決定いたしました。

次に、日程第6 請願第5号「教育委員会に採択権限がないこと」を知らない牛山委員に対して弁明を求める請願書」について審査を行います。

本件に対するご意見等はございませんか。

(一色委員)

はい。

(教育長)

はい、一色委員。

(一色委員)

この請願につきましても、趣旨説明の時間を要請されておりますが、提出された請願文書を事前に確認し、趣旨説明は十分その文書から読み取れますことから、趣旨説明の必要はないものと考えております。

前回の請願でも述べましたように、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第21条第6号等が根拠でありまして、委員の意見に対する弁明は必要ないというふうに考えております。

以上のようなことから、今回の請願は不採択とするべきであるというふうに考えております。

～発言する者あり～

(一色委員)

21条です。

(教育長)

その他ございませんですか。

(一同)

なし

(教育長)

他に意見もないようですので、採決をいたします。

請願第5号について、委員から、不採択の意見がありましたが、本件を不採択とすることに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(一同)

全員挙手

(教育長)

全員、挙手であります。

従って、本件は不採択と決定いたしました。

次に、日程第7 請願第6号「学校現場一懇話会等の意見を完全に無視する採択」を「適正かつ公正な採択」であると主張する一色委員に対して弁明を求める請願書」について審査を行います。

本件に対する意見等はございませんか。

(豊田委員)

はい。

(教育長)

はい、豊田委員。

(豊田委員)

請願では、趣旨説明の時間をもつよう要請されておりますが、提出された文書を事前に確認し、読み取れることから、その必要はないと思います。

懇話会等の意見は、審議する際の参考にしており、個別具体的な判断理由を採択後に開示する必要はないと考えます。

また、本請願で問題にする、教科書の採択に関してであれば、そのときの教育委員会定例会の議事録を判断の材料としていただければよいことであり、委員の意見に対する弁明は必要ないと思います。

以上のようなことから、本請願は不採択とする

べきであると思います。

(教育長)

はい、他にご意見等はございませんか。

(一同)

なし

(教育長)

では、他に意見もないようですので、採決をいたします。

請願第6号について、委員から、不採択の意見がありましたが、本件を不採択とすることに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(一同)

全員挙手

(教育長)

挙手、全員であります。

従って、本件は不採択と決定いたしました。

次に、日程第8 請願第7号「教育出版道徳教科書の「間違い」に対し、「国の検定に合格しているから議論する必要がない」と主張する豊田委員に対して弁明を求める請願書」について審査を行います。

本件に対するご意見等はございませんか。

はい、牛山委員。

(牛山委員)

本請願に趣旨説明の時間を要請されていらっしゃるかもしれませんが、提出された請願文書を事前に確認して、趣旨説明は十分その文書から読み取れると判断いたしまして、趣旨説明は必要ないと考えます。

前回の請願でも述べたとおり、教育出版教科書が国の検定に合格していることから、松山市教育委員会として、間違いがあるか否かの見解を示す必要はないと考えております。

したがって、委員の意見に対する弁明は必要ないと考えております。

以上のようなことから、今回の請願は不採択とするべきであると考えております。

～発言する者あり～

(教育長)

再度、傍聴人に申し上げます。

会議の冒頭でもお伝えをしましたが、傍聴人規則に定められた事項が守られない場合、注意をいたしておきますが、次に発言等されましたら、退席を願います。

その他ご意見等ございませんか。

(一同)

なし

(教育長)

それでは、他に意見等もないようでございますので、請願第7号について、委員から、不採択の意見がありましたが、本件を不採択とすることに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(一同)

全員挙手

(教育長)

全員、挙手であります。

従って、本件は不採択と決定いたしました。

～発言する者あり～

(教育長)

傍聴人に申し上げます。

再々の勧告を守らない場合は、退席を願いますので、あらかじめご了解をいただきます。

次に、日程第9 請願第8号「教育出版道徳教科書には明白な「間違い」が存在するが、それが「間違い」であることを理解しているか定かでない委員らに対して弁明を求める請願書」について審査を行います。

本件に対する意見等はございませんか。

(一色委員)

はい。

(教育長)

はい、一色委員。

(一色委員)

はい。

この請願につきましても、趣旨説明の時間を要請されておりますが、提出された請願文書を事前に確認し、趣旨説明は十分その文書から読み取れますことから、趣旨説明の必要はないものと考えております。

先ほどの請願第7号でも述べられましたように、国の検定に合格した教科書を教育委員会の責任と権限で採択したものでありまして、松山市教育委員会として、その教科書が間違いがあるか否かの見解を示す必要はないと考えております。

以上のようなことから、今回の請願は不採択とするべきであります。

(教育長)

他に意見はございませんか。

(一同)

なし

(教育長)

他に意見もないようでございますので、採決をいたします。

請願第8号について、委員から、不採択の意見がありましたが、本件を不採択することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(一同)

全員挙手

(教育長)

挙手、全員であります。

従って、本件は不採択と決定いたしました。

次に、日程第10 請願第9号「明白な「間違い」記述がある教育出版教科書を、そのまま子ども達に使わせようとしている委員らに対して弁明を求める請願書」について審査を行います。

本件に対する意見等はございませんか。

(豊田委員)

はい。

(教育長)

豊田委員。

(豊田委員)

先ほどの請願第8号でも述べられましたように、国の検定に合格した教科書を教育委員会の責任と権限で採択したものであり、松山市教育委員会として、間違いがあるか否かの見解を示す必要はなく、間違いを前提とした請願にこたえる必要もないと考えます。

したがって、請願趣旨を受ける必要もなく、本請願は不採択とするべきであると考えます。

(教育長)

その他ございませんか。

(一同)

なし

(教育長)

他に意見もないようですので、採決をいたします。

請願第9号について、委員から、不採択の意見がありましたが、本件を不採択することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(一同)

全員挙手

(教育長)

全員、挙手であります。

従って、本件は不採択と決定いたしました。

次に、日程第11 請願第10号「文科省通知」に法的拘束力がないことを認めている豊田委員に対して弁明を求める請願書」について審査を行います。

本件に対する意見等はございませんか。

はい、牛山委員。

(牛山委員)

はい。

教育委員は各々が委員としての見識にもとづいて発言をしています。

その意図するところは発言のとおりであり、改めて説明する必要はないと考えております。

以上のようなことから、今回の請願は不採択とするべきであると考えます。

(教育長)
他にございませんか。

(一同)
なし

(教育長)
他に意見もないようですので、採決をいたします。

請願第10号について、委員から、不採択の意見がありました。本件を不採択とすることに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(一同)
全員挙手

(教育長)
全員、挙手であります。
従って、本件は不採択と決定いたしました。
次に、日程第12 請願第11号「子どもの学習権を保障できない制度が「適正かつ公正な採択方法」とする牛山委員に対して弁明を求める請願書」について審査を行います。

本件に対する意見等はございませんか。
はい、豊田委員。

(豊田委員)
この請願内容については、前回審議し、不採択としたところであり、その際、教育委員は各々が委員としての見識にもとづいて発言を行っておりますので、改めて説明する必要はないと思います。

したがって、請願趣旨の説明を受ける必要もなく、今回の請願も不採択とするべきではないかと思っております。

(教育長)
その他ございませんか。

(一同)
なし

(教育長)
他に意見もないようですので、採決をいたします。

請願第11号について、委員から、不採択の意見がありました。本件を不採択とすることに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(一同)
全員挙手

(教育長)
全員、挙手であります。
従って、本件は不採択と決定いたしました。

次に、日程第13 請願第12号「学校報告書の報告方法を変更した経緯と理由を問う請願書」について審査を行います。

本件に対する意見等はございませんか。

(一色委員)
はい。

(教育長)
はい、一色委員。

(一色委員)
この請願につきましても、趣旨説明の時間を要請されておりますが、提出された請願文書を事前に確認し、趣旨説明は十分その文書から読み取れますことから、趣旨説明の必要はないものと考えております。

この請願につきましても、採択手続きの適正化につきましては、これまでも市議会等を含めまして十分説明しているところであります。

以上のようなことから、今回の請願は不採択とするべきであるというふうに考えております。

(教育長)
他に意見はございませんか。

(一同)
なし

(教育長)
他に意見もないようですので、採決をいたします。

請願第12号について、委員から、不採択の意見がありました。本件を不採択とすることに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(一同)

全員挙手

(教育長)

挙手、全員であります。

従って、本件は不採択と決定いたしました。

次に、日程第14 請願第13号「再度、採択委員会を懇話会にする過程で、採択委員会に意見を求めたかを問う請願書」について審査を行います。

本件に対する意見等はございませんか。

はい、牛山委員。

(牛山委員)

はい。

請願の方に趣旨説明の時間を要請されていらっしゃるかもしれませんが、提出された請願文書を事前に確認し、趣旨説明は十分その文書から読み取れましたので、趣旨説明は必要ないと考えております。

採択事務の適正化を図ってきた中で、請願者の請願内容については、採択委員に精神的負担が大きいというのは、採択委員からあった実際の声であって、それ以上に説明をする必要はないと考えております。

以上のようなことから、今回の請願は不採択とするべきであると申し上げたいと思います。

(教育長)

その他意見等ございませんか。

(一同)

なし

(教育長)

他に意見等もないようですから、採決をいたします。

請願第13号について、委員から、不採択の意見がありましたが、本件を不採択とすることに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(一同)

全員挙手

(教育長)

挙手、全員であります。

従って、本件は不採択と決定いたしました。

次に、日程第15 請願第14号「再度、教科書採択に教科書内容を理解する必要はないのかを問う請願書」について審査を行います。

本件に対する意見等はございませんか。

はい、豊田委員。

(豊田委員)

本請願内容については、既に市議会でも答弁されていますし、これまでも同趣旨の請願があり、審議をして不採択としています。

したがって、請願の説明は改めて聞く必要はありませんし、今回の請願も不採択とするべきではないかと思えます。

(教育長)

その他ございませんか。

(一同)

なし

(教育長)

他に意見もないようでございますので、採決をいたします。

請願第14号について、委員から、不採択の意見がありましたが、本件を不採択とすることに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(一同)

全員挙手

(教育長)

挙手、全員であります。

従って、本件は不採択と決定いたしました。

次に、日程第16 請願第15号「調査部会報告書の報告方法を変更した経緯と理由を問う請願書」について審査を行います。

本件に対するご意見等はございませんか。

(豊田委員)

はい。

(教育長)

はい、豊田委員。

(豊田委員)

この請願について、説明を受けなくとも提出された文書から趣旨は読み取れることから、説明は必要ないと思います。

また文部科学省の通知に則り採択の適正化を図ったことについては、これまでも説明しておりますし、調査報告の方法もその一環であって改めて説明する必要はないと考えます。

以上のようなことから、本請願は不採択とするべきであると考えております。

～発言する者あり～

(教育長)

再度、傍聴人に申し上げます。

会議の冒頭でも申し上げましたが、規則に定められた事項が守られない場合は、退席をしておりますのでご注意ください。

他に意見はございませんでしょうか。

(一同)

なし

(教育長)

他に意見もないようですから、採決をいたします。

請願第15号について、委員から、不採択の意見がありましたが、本件を不採択とすることに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(一同)

全員挙手

(教育長)

挙手、全員であります。

従って、本件は不採択と決定いたしました。

～発言する者あり～

(教育長)

傍聴人に申し上げます。

これ以上発言が続きますと退席を求めます。

次に、日程第17 請願第16号「個人の意見表明の場でしかない懇話会の存在意義を問う請願書」

について審査を行います。

本件に対する意見等はございませんか。

はい、牛山委員。

(牛山委員)

はい。

本当に何度も繰り返しになるようですが、請願に趣旨説明の時間を要請されていらっしゃるけれども、提出された請願文書を事前に確認して、請願説明は十分その文書から読み取れることから、趣旨説明は必要はないと考えております。

採択手続きについては、既に市議会でも答弁しているところであります。

以上のようなことから、今回の請願は不採択とするべきであると考えております。

(教育長)

その他ございませんか。

(一同)

なし

(教育長)

他に意見もないようでございますので、採決をいたします。

請願第16号について、委員から、不採択の意見がありましたが、本件を不採択とすることに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(一同)

全員挙手

(教育長)

挙手、全員であります。

従って、本件は不採択と決定いたしました。

次に、日程第18 請願第17号「再度、審議会でも全教科書に対する意見を得られるかを問う請願書」について審査を行います。

本件に対するご意見等はございませんか。

はい、一色委員。

(一色委員)

はい。

この請願につきましても、趣旨説明の時間を要請されておりますが、既に提出されました請願文

書を事前に確認し、趣旨説明は十分その文書から読み取れますことから、趣旨説明の必要はないものとまず考えております。

松山市では、教科書採択につきまして、現在審議会をもっておりません。

また、松山市としては今後、審議会自体をもつ予定もございません。

以上のようなことから、今回の請願は不採択とすべきであるというふうに考えております。

以上です。

(教育長)

その他ございませんか。

(一同)

なし

(教育長)

他に意見等もないようでございますので、採決をいたします。

請願第17号について、委員から、不採択の意見がありましたが、本件を不採択とすることに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(一同)

全員挙手

(教育長)

挙手、全員であります。

従って、本件は不採択と決定いたしました。

次に、日程第19 請願第18号の「請願書」について審査を行います。

本件に対する意見等はございませんか。

はい、豊田委員。

(豊田委員)

教科書採択は、教育委員会の責任と権限で行われるものであり、教科書採択の仕組みの変更経緯について、これまでの市議会で説明しています。

したがって、本請願は不採択とすべきであると思います。

(教育長)

その他ございませんか。

(一同)

なし

(教育長)

他に意見等もないようですので、採決をいたします。

請願第18号について、委員から、不採択の意見がありましたが、本件を不採択とすることに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(一同)

全員挙手

(教育長)

挙手、全員であります。

従って、本件は不採択と決定いたしました。

次に、日程第20 請願第19号「小学校道徳の教科化に関する説明会開催についての請願」の審査を行います。

本件に対する意見等はございませんか。

はい、白石委員。

(白石委員)

教科化は国が決めたことであり、各学校が教育課程を編成するものであります。

ですので、説明や資料提供等については、各学校が実態に応じて実施することであると思われま

す。以上のようなことから、今回の請願は不採択とすべきであると思われま

(教育長)

その他意見ございませんか。

(一同)

なし

(教育長)

他に意見もないようですので、採決をいたします。

請願第19号について、委員から、不採択の意見がありましたが、本件を不採択とすることに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(一同)

全員挙手

(教育長)

挙手、全員であります。

従って、本件は不採択と決定いたしました。

本日予定の日程は以上となりますが、その他何か意見等ございませんか。

(一同)

なし

(教育長)

はい、意見等もないようでございますので、以上をもちまして、本日予定の日程は終了をいたしました。

これにて、平成30年第2回定例会を閉会いたします。

(家串事務局次長)

ご起立願います。

一同礼。

(一同)

ありがとうございました。